請　　書

令和６年度

１　件　　名　　令和６年度＿＿＿＿＿＿学校　学校施設有効活用事業運営業務委託

２　履　行　場　所　　川崎市立＿＿＿＿＿＿学校

３　期　　間　　着手期限　令和６年４月　１日
　　履行期限　令和７年３月３１日

４　契　約　金　額　　￥＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
　　（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額　￥＿＿＿＿＿＿＿）

５　契 約 保 証 金　　免除

６　検　査　期　限　　完了届を受理した日から１０日以内

７　代金支払期限　　契約締結後に適法な手続きに基づく請求書を受理した日から３０日以内に支払を行う。なお、事業終了後は精算を行い、残金があれば戻入する。

８　不 適 合 責 任　　有

９　損　　害　　金　　遅延日数に応じ契約金額に契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和２４年法律第２５６号）第８条第１項に規定する財務大臣が決定する率で計算した金額

上記により仕様書その他関係書類に基づき、川崎市契約規則に定める条項を守り承諾の上、頭書の金額をもって頭書の期限内に契約を履行することをお請けします。

令和６年４月１日
（あて先）川　崎　市　長

受　託　者　　住　　所　川崎市＿＿＿＿区＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
　　商号又は名称　川崎市立＿＿＿＿＿＿＿学校 学校施設開放運営委員会
　　代 表 者 名　委員長 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

（予算執行課：教育委員会事務局地域教育推進課）

個人情報の取扱いに関する情報セキュリティ特記事項

（趣旨）
第１条　この特記事項は、個人情報の取扱いを伴う事務事業の委託について、必要な事項を定めるものである。
（基本事項）
第２条　発注者との間でこの契約を締結し、受注者は、業務の履行に当たり情報セキュリティの重要性を認識し、情報資産の漏えい、紛失、盗難、改ざんその他事故等から保護するため、必要な措置を講じなければならない。
（情報セキュリティ関連規定の遵守）
第３条　受注者は、この契約による業務に関する情報資産の取扱いについては、個人情報の保護に関する法令のほか、川崎市情報セキュリティ基準その他の関連規定を遵守しなければならない。
（個人情報の適正な維持管理）
第４条　受注者は、この契約の履行に当たり個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）に規定する個人情報（以下「個人情報」という。）を取り扱う場合は、個人情報の保護を図るため、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、き損その他の事故等を防止するための必要な措置を講ずることにより、個人情報について適正な維持管理を行わなければならない。
２　受注者は、この契約の履行に必要な業務に従事させる者に対して、業務が適切に履行されるよう、必要な監督を行わなければならない。また、個人情報保護法にある罰則規定を周知しなければならない。
（秘密保持及び第三者への提供の禁止）
第５条　受注者は、この契約の履行に当たり知り得た秘密及び個人情報を第三者に開示し、又は漏えいしてはならず、並びにあらかじめ発注者が書面により承諾した内容を除いて、この契約の履行により知り得た情報を第三者に提供してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また、同様とする。
２　受注者は、前項の義務を遵守するために必要な措置として、この契約の履行に必要な業務に従事させる者に対して、川崎市情報セキュリティ基準第２章９（１）オの定めに従い、秘密保持等に関する誓約書を提出させなければならない。
３　発注者は、第１項の規定に違反するおそれがある場合は、受注者に対し関係資料の提出を求め、又は発注者の職員をして履行場所等に立ち入らせ、文書その他の資料を調査させ、若しくは関係者に質問させることについて協力を求めることができる。
（再委託の禁止）
第６条　受注者は、この契約による業務の全部を一括して、又は主要な部分を第三者に委託してはならない。ただし、業務の一部（主要な部分を除く。）であって、発注者に事前に書面により申請し、発注者の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。
２　受注者は、前項ただし書により発注者に申請する書面には、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法等を記載しなければならない。
３　受注者は、第１項ただし書により委託する場合は、受託者の当該事務に関する行為について、発注者に対して全ての責任を負うものとする。
（指示目的外の利用の禁止）
第７条　受注者は、この契約の履行に必要な業務に関する情報をその他の用途に使用してはならない。
（情報の複写及び複製の禁止）
第８条　受注者は、この契約の履行に当たり、発注者の指示又は承諾があるときを除き、受託業務に関する情報を複写し、又は複製をしてはならない。
（情報の帰属権）
第９条　業務に関する情報が記録された記録媒体等の内容をなす一切の情報は、当該業務の処理のため発注者が提供した発注者の情報であって、受注者はその内容を侵す一切の行為をしてはならない。
２　発注者及び受注者は、この契約に関わる全ての情報の記録等、当該受託業務完成に必要なものが、発注者の所有物であることを確認する。ただし、受注者が所有するソフトウェア及び著作権、特許権その他の権利でこの契約の履行のために適用したものについてはこの限りではない。
３　受注者は、この契約の履行による成果物の全てについて、第三者の著作権、特許権その他の権利を侵してはならない。
（情報資産の保護）
第 10 条　受注者は、受託業務に関する情報資産を発注者の指定した場所以外には、搬出できないものとする。
（情報資産の受渡し）
第 11 条　この契約による業務に関する情報資産の提供、返却又は廃棄については、受渡票等で確認し、行うものとする。
（情報資産の授受及び搬送）
第 12 条　この契約で履行する業務に関する情報資産の授受及び搬送は、発注者の管理責任者が指定する職員と、受注者の管理責任者との間で行う。
２　業務に関する情報資産の授受及び搬送を受注者が行う場合は、その費用は受注者の負担とし、受注者の責任において行うものとする。
（厳重な保管及び搬送）
第 13 条　受注者は、この契約による業務に関する情報資産の漏えい、改ざん、滅失、き損その他の事故等を防止するために、情報資産の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。
（情報資産の返還又は廃棄）
第 14 条　受注者は、この契約が終了し、又は解除されたときには、この契約による業務に関する情報資産を速やかに発注者に返還し、又は発注者の指示に従い、情報を復元できないよう措置を講じ、安全適切に廃棄しなければならない。
（事故発生時の報告義務）
第 15 条　受注者は、この契約による業務に関する情報資産の漏えい、紛失、盗難、改ざんその他事故等が生じ、又は生じた可能性があることを知ったときには、速やかに発注者に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また、同様とする。
２　この場合、受注者は、その事故発生の理由にかかわらず、速やかにその状況、処置対策等を書面により発注者に報告しなければならない。
（業務の報告又は検査等）
第 16 条　発注者は、必要があるときは、いつでも受注者の業務の処理状況について報告を求め、又は個人情報の取扱いについて必要な措置が講じられているかどうか確認するため、受注者及び再委託先に対して検査等を行うことができる。
（契約の解除）
第 17 条　発注者は、受注者がこの特記事項に定める義務を果たさない場合には、契約による業務の全部又は一部を解除することができるものとする。
２　受注者は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、発注者にその損害の賠償を求めることはできない。
３　第１項の規定により契約を解除したときは、契約保証金は発注者に帰属する。契約保証金の納付がない場合は、受注者は、委託契約金の 10 分の1に相当する額を損害賠償金として発注者に支払わなければならない。
（損害賠償）
第 18 条　受注者の故意又は過失を問わず、受注者が本特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより、個人情報の漏えい等の事故が発生し、発注者に対する損害を発生させた場合は、受注者は、発注者に対して、その損害を賠償しなければならない。
２　前項の損害賠償金は、契約金、契約保証金その他受注者に支払うべき債務と相殺することができる。
３　第１項の損害賠償の額は、前条第１項により契約を解除する場合には、同条第３項により発注者に帰属する契約保証金又は受注者が発注者に支払う損害賠償金の額を超過した額とする。
（違反事実の公表）
第 19 条　受注者がこの特記事項に違反した場合、発注者は受注者の名称及び違反事項を公表することができる。
（その他）
第 20 条　受注者は、この特記事項に定めるもののほか、情報資産の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

令和６年度様式

令和６年度学校施設有効活用事業内訳書

（単位　円）

科　　目		予　　算	摘要（内訳）
運営委員会経費		６，０００円	6,000 円（年額）
A　開放指導員経費 １施設 （ 4,500×2 人×12 月＝108,000 円） ２施設 （ 6,000×2 人×12 月＝144,000 円） ３施設 （10,000×2 人×12 月＝240,000 円）		円	開放の形態（該当を〇で囲んでください。） １施設　２施設　３施設
B　地域管理校 学校施設開放事務費 1,500×2 人×12 月＝36,000 円		円	川中島小、川中島中、中原小、宮内小、久本小、高津中、土橋小、犬蔵小、犬蔵中、三田小、生田小、生田中 ※該当校は、A経費は計上できません
C　特別教室棟分事務費 500×2 人×12 月＝12,000 円		円	中野島小学校のみ
消耗品費	校庭開放 10,000 円	円	
	体育館開放 13,000 円	円	
	特別教室等開放 10,000 円	円	
	（新規開放整備実施校） 3,000 円	円	※R5・R6 年度新規開放校のみです
校庭夜間開放	指導員謝礼	円	臨港中、塚越中、東住吉小、久本小、菅生中、南生田中、麻生小 17,000×2 人×12 月＝408,000 円
	消耗品費	円	臨港中、塚越中、東住吉小、久本小、菅生中、南生田中、麻生小　32,000 円
計		円	

※消費税及び地方消費税を含む

令和６年度様式

令和６年度学校施設有効活用事業実施計画書

１　事業計画概要

（１）開放実施期間

令和６年４月１日から令和７年３月３１日まで

（２）開放施設（該当する開放施設の記入欄に〇印を記入して下さい。）

〇記入欄	開放施設		開放予定日数	利用可能 種目・用途
	校庭		日	
	体育館		日	
	特別教室等	施設名	日	
		施設名	日	
		施設名	日	
	校庭夜間開放 （該当校７校のみ）		日	

最低開放予定日数

校庭	小学校	５０日	中学校　２０日
体育館		５０日	
特別教室		３０日	

※開放予定は上記の日数以上で記入してください。

令和６年度様式

（３）運営委員会　その他

運営委員

役　　職	氏　　名	所属団体	電　　話 （日中つながる連絡先）	備考
委員長				
副委員長				
会計				
書記				

役　　職	氏　　名	所属団体	電　　話	備考
開放管理者				

役　　職	氏　　名	電　　話	備考
顧　　問	校長		

開放指導員

氏　　名	住所　（区まで）	所属団体	電　　話	備考
	川崎市　　区			
	川崎市　　区			

校庭夜間開放指導員（該当校７校のみ）

氏　　名	住所　（区まで）	所属団体	電　　話	備考
	川崎市　　区			
	川崎市　　区			

メールアドレス（運営委員長や開放指導員等で当課からのお知らせを受ける方）

役　　職	氏　　名	メールアドレス

※教職員を除く　（学校宛には別途お知らせをしています）

令和６年度様式

２　事業計画

（１）学校施設開放運営委員会の活動【年間計画】　（※年３回以上実施すること。）

回数	月（日・旬）	内　　容	備　　考
1			
2			
3			
4			
5			

（２）利用調整会議【　毎月　・　定期的　】定期的の場合、下記欄を記入してください。

利用調整予定期日	利用調整の対象期間	備　考
月　日	月　日　～　月　日	
月　日	月　日　～　月　日	
月　日	月　日　～　月　日	
月　日	月　日　～　月　日	
月　日	月　日　～　月　日	

（３）施設開放計画

（年度当初に予定されている開放できない日。工事や学校行事、常態的に開放できない曜日等）

体育館	
校庭	
特別教室等	（　　）
	（　　）
	（　　）
校庭夜間開放	

入札（見積）書

令和６年４月１日

川　崎　市　長　様

住　　所　川崎市　　区

名　　称　川崎市立　　学校　学校施設開放運営委員会

代表者名　委員長　　印

次の金額で請負（供給）したいので川崎市契約規則を堅く守り入札（見積）します。

（件　名　令和６年度　　学校 学校施設有効活用事業運営業務委託）

（内　容　仕様書のとおり）

個人情報の適切な取扱いに関する誓約書

令和６年４月１日

川崎市長　様

住　　所　川崎市

事業者名　川崎市立　　学校学校施設開放運営委員会

代表者名　委員長

川崎市の個人情報を取り扱う事務に従事するに当たり、個人情報の保護に関する法律及び関連法令等に基づき、次の事項を遵守し、個人情報を適切に取り扱うことを誓約します。

１　個人情報は、業務目的外に利用しないこと。
２　個人情報は、川崎市が書面により承諾した内容を除き、契約の履行により知り得た情報を、第三者に提供しないこと。契約が終了又は解除された後、及び退職後も、同様とすること。
３　川崎市の指示により、個人情報の廃棄を要するときは、上記規程に従って、安全・適切に廃棄すること。

役職等	氏名（自署）

裏面に続く

役職等	氏名（自署）

請求書・支払金口座振替依頼書（口座振替払用）

請　求　内　訳	数　　量	単　位	単　　価	金　　額
学校施設開放事業委託料	1	件	円	円
消費税及び地方消費税含む				
以下余白				

注）※印は軽減税率（ 8%）適用商品

請求金額	十億	百万	千	円

%対象　　円　消費税　　円
%対象　　円　消費税　　円
%対象　　円　消費税　　円
合　計　　円　消費税　　円

（あて先）川崎市長
上記の金額を請求します。　　令和　　年　　月　　日
次の口座へ振込みください。

住　　所　川崎市　　区

氏　　名　川崎市立　　学校学校施設開放運営委員会（電話　　－　　－　　）
委員長　　印

（フリガナ）　ｶﾜｻｷｼﾘﾂ　　ｶﾞｯｺｳｶﾞｯｺｳｼｾﾂｶｲﾎｳｳﾝｴｲｲｲﾝｶｲ　ｲｲﾝﾁｮｳ

登録番号

振込先	銀行　　支店	預金種目	1．普通 2．当座	口座番号	
受取人	住　所　川崎市　　区 氏　名 （フリガナ）　　（電話　　－　　－　　）				

提出先	局	課取扱分

付　記	請 求 番 号						

発行元課　　（教）生涯学習部地域教育推進課

受 領 委 任 状

令和６年　４月　１日

委任者　　住　所　川崎市＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名　川崎市立＿＿＿＿＿＿学校学校施設開放

運営委員会委員長＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

私は、次の者を代理人と定めて、川崎市立＿＿＿＿学校学校施設有効活用事業の委託料の受領に関する一切の権限を委任します。

受任者　　住　所　川崎市＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名　川崎市立＿＿＿＿＿学校学校施設開放

運営委員会＿＿＿＿＿　　＿＿＿＿＿＿＿＿印